

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○港湾法の一部を改正する法律（令和元年十二月六日法律第六十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十七条の三第四項の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。